

# 「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」助成金交付要綱

令和8年5月19日

公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、本県の地域観光産業の活性化を図るため、予算の範囲内において、本県内での宿泊を伴う団体旅行商品を造成する旅行会社に対し、「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」助成金（以下「助成金」という）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業及び第三種旅行業の登録を受けている旅行会社（営業所、支店等を含む。）及びその他の事業者とする。

(対象旅行商品)

第3条 助成金の交付の対象となる団体旅行商品（以下「対象旅行商品」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 県内及び県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）並びにそれらに準ずる学校（以下「学校」という。）の修学旅行（以下「修学旅行」という。）

(2) 前号以外で出発地を九州地区内とし、借上バスを利用する企画旅行（以下「バスツアー」という。）

(修学旅行の助成要件)

第4条 修学旅行の助成金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) 令和8年6月1日以降に出発し、令和9年2月1日までに終了するものであること。
- (2) 前号の対象期間内に県内に1泊以上（本県発着のフェリー泊を含む。）宿泊し、かつ、県内観光施設等（体験、食事及び土産店等）が行程に組み込まれていること。
- (3) その他助成が適当でないと協会会長（以下「会長」という。）が認める内容ではないこと。

(バスツアーの助成要件)

第5条 バスツアーの助成金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) 令和8年6月1日以降に出発し、令和9年2月1日までに終了するものであること。

- (2) 前号の対象期間内に県内に1泊以上宿泊し、かつ、「宮崎県観光振興計画」(令和5年6月)にある「宮崎の強み」(食・神話・スポーツ・自然・森林)のいずれかを生かした企画が行程内に組み込まれていること。
- (3) 送客人数が1回当たり延べ15名以上の募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること。
- (4) スポーツ合宿、宗教、政治、興行、大会等への参加を目的とする企画でないこと。
- (5) 協会から別に補助等されているバスツアーではないこと。
- (6) その他助成が適当でないと協会会長(以下「会長」という。)が認める内容ではないこと。

(助成対象経費及び交付額)

第6条 第1条の助成金の交付の対象となる経費及びそれについての交付額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を、旅行出発日の10日前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 旅行行程表
- (3) 誓約書(別記様式第2号)

(助成金の交付決定及び通知)

第8条 前条の申請の審査の結果、助成金を交付することが適当と認められるときは、会長は交付額を決定し、助成金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者(以下「助成事業者」という。)に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 助成事業者は、助成事業の内容を変更する場合又は申請を取り下げる場合は、速やかに助成金変更・申請取り下げ承認申請書(別記様式第4号)を会長に提出し承認を受けなければならない。ただし交付額の減額、行程の変更等、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認について準用する(別記様式第5号-1及び様式第5号-2)。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、旅行終了日から起算して20日以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金実績報告書(別記様式第6号)
- (2) 最終の旅行行程表
- (3) バス会社の利用証明書

(4) 宿泊利用証明書（別記様式第7号）

（交付額の確定通知）

第11条 会長は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付額を確定し、助成事業者に助成金交付額確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（助成金の交付方法）

第12条 この助成金は、精算払により交付する。

2 助成事業者は、この助成金の交付を請求するときは、請求書（別記様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の支払方法）

第13条 会長は、前条の請求書受理後、助成事業者の指定する金融機関の口座へ30日以内に助成金を振り込むものとする。

（助成金交付決定の取消し、返還）

第14条 助成事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合、会長は、助成金の交付を中止し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 修学旅行又はバスツアーを実施しなかったとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) その他助成金の交付目的を達成することができないと認められる事由が生じたとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年5月19日から施行する。

別表（第6条関係）

助成対象経費	交付額
<p>①商品企画開発 助成対象者が行う修学旅行又はバスツアーの商品企画開発に要する経費</p>	<p>・ 1人泊あたり1,000円 宮崎県内のホテル、旅館、民宿・民泊及び本県発着のフェリーでの宿泊に対し、1人1泊あたり1,000円</p>
<p>②貸切バス助成 貸切バス借上げに要する経費 (有料道路利用料金、駐車場代、昼食・宿泊等の乗務員経費は除く。)</p>	<p>・ 1日1台あたり30,000円 宮崎県内での体験や観光行為を含む日が対象 但し、貸切バス借上げに要する経費が30,000円(消費税額分含む。)に満たない場合は、実際に要した額</p>